⑺　都道府県の条例等の規定に基づく農業講習所（修業年限２年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度の３月までに当該農業講習所を卒業する見込みの者

4　別表第３「裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）」の項⑵に規定する「最高裁判所が⑴に掲げる者に準ずると認める者」は、次に掲げる者とする。

⑴　試験年度の４月１日において、学校教育法に定める義務教育を終了した日から起算して２年以上５年未満の者であって、同表「裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）」の項⑴に該当しないもの

⑵　試験年度の４月１日において、学校教育法に定める義務教育を終了した日から起算して５年を経過した者であって、次に掲げるもの

ア　学校教育法に基づく高等専門学校の第３学年の課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者

イ　学校教育法第90条第２項の規定に基づき大学に入学したことのある者であって、試験年度の４月１日において、大学に入学した日の翌日から起算して２年を経過していないもの

ウ　学校教育法施行規則第150条第２号の規定に基づき文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者

エ　学校教育法に基づく専修学校の高等課程のうち、学校教育法施行規則第150条第３号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した者（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した者に限る。）であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者

オ　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）に規定する高等学校卒業程度認定試験に合格した者であって、試験年度の４月１日において、当該試験に合格した日の翌日から起算して２年を経過していないもの

カ　独立行政法人海技教育機構の海技士教育科海技課程の本科の卒業者であって、試験年度の４月１日において、当該本科を卒業した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び試験年度の３月までに当該本科を卒業する見込みの者

⑶　外国において学校教育における12年の課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び外国において試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者

⑷　昭和23年文部省告示第47号第20号から第22号までに規定する資格を有する者であって、試験年度の４月１日において、当該資格を取得した日の翌日から起算して２年を経過していないもの

⑸　昭和23年文部省告示第47号第23号に規定する教育施設及びこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者

⑹　昭和56年文部省告示第153号第１号に規定する検定に合格した者であって、試験年度の４月１日において、当該検定に合格した日の翌日から起算して２年を経過していないもの、同告示第２号から第４号までに規定する課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者

5　別表第３「裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、社会人区分）」の項に規定する「最高裁判所が当該者に準ずると認める者」は、学校教育法に定める義務教育を終了した日から起算して５年を経過した者（同表「裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）」の項⑴又は⑵に該当する者を除く。）とする。

公　告

諸　事　項

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２７年（へ）第２１号

東京都江東区新砂１丁目１番１号
申立人　株式会社竹中土木
代表者代表取締役　竹中　康一
権利を争う旨の申述の終期　平成27年６月24日
平成27年３月12日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＱＳ270608
金額　35,800,000円
支払期日　平成27年５月31日
支払地　東京都中央区
支払場所　株式会社三井住友銀行日本橋支店
振出日　平成27年１月31日
振出地　東京都港区
振出人　タマホーム株式会社　代表取締役　玉木　康裕
受取人　申立人（手形上の商号　株式会社竹中土木大阪本店）
最終所持人　申立人

平成２７年（へ）第２２号

東京都中央区日本橋本石町４丁目５番12号
申立人　ボーソー油脂株式会社
代表者代表取締役　片岡　治男
権利を争う旨の申述の終期　平成27年６月24日
平成27年３月12日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＱＮ06622
金額　381,024円
支払人　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行小岩支店
支払地　東京都江戸川区
振出日　平成27年１月20日
振出地　東京都葛飾区
振出人　株式会社シャロン　代表取締役　皆野川浩利
最終所持人　申立人

平成２７年（へ）第２３号

福岡県筑紫郡那珂川町恵子１丁目35番地
申立人　ヒアサ商事株式会社
代表者代表取締役　日浅　一郎
権利を争う旨の申述の終期　平成27年６月24日
平成27年３月12日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＢ203363
金額　520,000円
支払期日　平成27年３月６日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社みずほ銀行九段支店
振出日　平成26年11月６日
振出地　東京都千代田区
振出人　鉄建建設株式会社　代表取締役社長　林　康雄
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２７年（へ）第２４号

神奈川県横浜市瀬谷区卸本町9279番地10
申立人　株式会社アダチ
代表者代表取締役　菊池　洋年
権利を争う旨の申述の終期　平成27年６月24日
平成27年３月12日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＢ258295
金額　562,879円
支払期日　平成27年３月31日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社みずほ銀行神田駅前支店
振出日　平成26年12月25日
振出地　東京都千代田区
振出人　上野硝子工業株式会社　取締役社長　上野　雅弘
受取人　申立人
最終所持人　申立人